

定 款

特定非営利活動法人 よつ葉福祉会

特定非営利活動法人 よつ葉福祉会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 よつ葉福祉会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野677番1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害のある人など、福祉的課題のある人に対して、地域の潜在的ニーズを発見し、ニーズの変化を知り、新しいニーズに応え、人と社会の変革という私たちに課せられた使命を、私たち自身の変革を通して、社会の問題に貢献していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 特定非営利活動に係る事業

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
5. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
6. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
7. 児童福祉法に基づく児童育成支援拠点事業
8. 障害者の就労支援事業
9. 障害者相談支援事業
10. ジョブコーチ（職場適応援助者）支援による一般就労支援等事業

- 1 1. 介護職員等における人材の養成に関する事業
- 1 2. 学校プログラム等教育機関支援事業
- 1 3. その他第3条の目的を達成するための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込み書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込み者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 3人以上10人以下

(2) 監 事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。1人を会長とすることができる。
(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会長は、理事長及び副理事長を補佐し、法人運営に助言を行う。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任

することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その

日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的事項である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち解散時の総会で決定する者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を経なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行うとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを

定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 井端 智子
副理事長 生駒 悦子
理事 辻 康彦
監事 大矢 良昭
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16期第1項の規定にかかわらず成立の日から平成18年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 入会金 1,000円
(2) 年会費 1,000円

附 則

- 1 定款第55条に定める貸借対照表の公告は平成30年10月1日より施行する。

令和7年度の事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人よつ葉福祉会

1 事業実施の方針

高い倫理観に基づく経営理念と、法人全体が一体となった運営こそが福祉サービスの真髄であり、社会から期待される役割です。地域で福祉的課題を持つ人たちの基本的人権を尊重し、その人の生活の質を高め、自己実現ができる地域づくりに向け地域システムの変革を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 障害者総合支援法による障害福祉サービス事業

生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型、就労選択支援、就労定着支援、共同生活援助、短期入所、自立生活援助の各種事業を実施する。

・ てんとう虫

生活介護事業（定員20名） かつらぎ町

令和7年4月～令和8年3月

従事スタッフ11名、利用者35名

・ 暮らし応援センターシアフル

自立生活援助事業 かつらぎ町

令和7年4月～令和8年3月

従事スタッフ2名、利用者3名

・ マチフル

共同生活援助事業（定員21名） かつらぎ町

令和7年4月～令和8年3月

従事スタッフ10名、利用者21名

・ ミラノバ

短期入所事業（定員2名） かつらぎ町

令和7年4月～令和8年3月

従事スタッフ10名、利用者7名

・ ソプラス

就労継続支援事業（定員10名）・就労継続支援B型事業（定員14名）・就労選択支援事業

（定員10名 ※10月開始予定）就労定着支援 かつらぎ町

令和7年4月～令和8年3月

従事スタッフ13名、利用者48名

・ らぼとび～

生活介護事業（定員10名）・就労継続支援B型事業（定員10名） 紀の川市

令和7年4月～令和8年3月

従事スタッフ13名、利用者30名

② 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

基幹相談支援センターを実施する

・ 暮らし応援センターシアフル（基幹相談支援センター事業）

橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町委託事業

令和7年4月～令和8年3月
従事スタッフ1名、延べ利用者3000名

- ③ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
実施予定なし

- ④ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
計画相談支援事業を実施する。

- ・ 暮らし応援センターシアフル（計画相談支援事業）
かつらぎ町、橋本市、九度山町、高野町、紀の川市 他
令和7年4月～令和8年3月
従事スタッフ5名、契約者270名

- ⑤ 児童福祉法による障害児通所支援事業
放課後等デイサービス事業を実施する。

- ・ リーベリー（定員10名） かつらぎ町
令和7年4月～令和7年7月
従事スタッフ5名、契約者18名

- ⑥ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
障害児相談支援事業を実施する。

- ・ 暮らし応援センターシアフル（障害児相談支援事業）
かつらぎ町、橋本市、九度山町、高野町、紀の川市 他
令和7年4月～令和8年3月
従事スタッフ5名、契約者60名

- ⑦ 児童福祉法による児童育成支援拠点事業
実施予定なし

- ⑧ 障害者の就労支援事業

てんとう虫、ソプラス及びらぼとび～は、障害のある人に働く場を提供し就労支援事業を実施する。

- ・ 地元企業からの下請け作業
- ・ 地元企業での施設外就労
- ・ 官公庁からの委託作業
- ・ その他、障害のある人に対する作業等の就労支援
令和7年4月～令和8年3月
従事スタッフ37名、利用者名113名

- ⑨ 障害者相談支援事業

市町村が実施する障害者相談支援事業の委託を受けて実施する。

- ・ 暮らし応援センターシアフル（障害者相談支援事業）
橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町委託事業
令和7年4月～令和8年3月
従事スタッフ2名、延べ利用者300名

- ⑩ ジョブコーチ（職場適応援助者）支援による一般就労支援等事業

障害のある人の一般就労、就労定着のためのジョブコーチ支援事業を実施する。

- ・ ジョブコーチ（職場適応援助者）支援事業（ソプラス） 紀北地域
令和7年4月～令和8年3月
従事スタッフ1名、契約者5名

⑪ 介護職員等における人材の育成に関する事業

離転職者等職業訓練介護初級科、障害者居宅介護職員初任者養成研修、同行援護従業者養成研修一般過程、同行援護従業者養成研修応用過程の各種講座・研修を実施する。

- ・ ケアスクールひと葉 かつらぎ町
令和7年4月～令和8年3月
従事スタッフ15名、受講者50名

⑫ 学校プログラム等教育機関支援事業

かつらぎ町適応プログラム事業を実施する。

- ・ 適応プログラム事業（法人本部） かつらぎ町
令和7年4月～令和8年3月
従事スタッフ5名、受講者240名

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人よつ葉福祉会

1 事業実施の方針

高い倫理観に基づく経営理念と、法人全体が一体となった運営こそが福祉サービスの真髄であり、社会から期待される役割です。地域で福祉的課題を持つ人たちの基本的人権を尊重し、その人の生活の質を高め、自己実現ができる地域づくりに向け地域システムの変革を進める。

2 事業の実施に関する事項

(2) 特定非営利活動に係る事業

① 障害者総合支援法による障害福祉サービス事業

生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型、就労選択支援、就労定着支援、共同生活援助、短期入所、自立生活援助の各種事業を実施する。

- ・ てんとう虫

生活介護事業（定員 20 名） かつらぎ町

令和8年4月～令和9年3月

従事スタッフ 12 名、利用者 37 名

- ・ 暮らし応援センターシアフル

自立生活援助事業 かつらぎ町

令和8年4月～令和9年3月

従事スタッフ 2 名、利用者 5 名

- ・ マチフル

共同生活援助事業（定員 21 名） かつらぎ町

令和8年4月～令和9年3月

従事スタッフ 10 名、利用者 21 名

- ・ ミラノバ

短期入所事業（定員 2 名） かつらぎ町

令和8年4月～令和9年3月

従事スタッフ 10 名、利用者 7 名

- ・ ソプラス

就労継続支援事業（定員 10 名）・就労継続支援B型事業（定員 14 名）・就労選択支援事業（定員 10 名）・就労定着支援 かつらぎ町

令和8年4月～令和9年3月

従事スタッフ 13 名、利用者 55 名

- ・ らぼとび〜

生活介護事業（定員 10 名）・就労継続支援B型事業（定員 10 名） 紀の川市

令和8年4月～令和9年3月

従事スタッフ 13 名、利用者 32 名

② 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

基幹相談支援センターを実施する

- ・ 暮らし応援センターシアフル（基幹相談支援センター事業）

橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町委託事業

令和8年4月～令和9年3月

従事スタッフ1名、延べ利用者3100名

- ③ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
実施予定なし

- ④ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
計画相談支援事業を実施する。

- 暮らし応援センターシアフル（計画相談支援事業）
かつらぎ町、橋本市、九度山町、高野町、紀の川市 他
令和8年4月～令和9年3月
従事スタッフ5名、契約者290名

- ⑤ 児童福祉法による障害児通所支援事業
実施予定なし

- ⑥ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
障害児相談支援事業を実施する。

- 暮らし応援センターシアフル（障害児相談支援事業）
かつらぎ町、橋本市、九度山町、高野町、紀の川市 他
令和8年4月～令和9年3月
従事スタッフ5名、契約者65名

- ⑦ 児童福祉法による児童育成支援拠点事業
児童育成支援拠点事業を実施する。

- リーベリー（定員20名） 橋本市
令和8年4月～令和9年3月
従事スタッフ4名、利用者20名

- ⑧ 障害者の就労支援事業

てんとう虫、ソプラス及びらぼとび～は、障害のある人に働く場を提供し就労支援事業を実施する。

- 地元企業からの下請け作業
 - 地元企業での施設外就労
 - 官公庁からの委託作業
 - その他、障害のある人に対する作業等の就労支援
- 令和8年4月～令和9年3月
従事スタッフ38名、利用者名124名

- ⑨ 障害者相談支援事業

市町村が実施する障害者相談支援事業の委託を受けて実施する。

- 暮らし応援センターシアフル（障害者相談支援事業）
橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町委託事業
令和8年4月～令和9年3月
従事スタッフ2名、延べ利用者320名

- ⑩ ジョブコーチ（職場適応援助者）支援による一般就労支援等事業

障害のある人の一般就労、就労定着のためのジョブコーチ支援事業を実施する。

- ジョブコーチ（職場適応援助者）支援事業（ソプラス） 紀北地域

令和8年4月～令和9年3月
従事スタッフ1名、契約者5名

⑪ 介護職員等における人材の育成に関する事業

離転職者等職業訓練介護初級科、障害者居宅介護職員初任者養成研修、同行援護従業者養成研修一般過程、同行援護従業者養成研修応用過程の各種講座・研修を実施する。

- ・ ケアスクールひと葉 かつらぎ町

令和8年4月～令和9年3月
従事スタッフ15名、受講者50名

⑫ 学校プログラム等教育機関支援事業

かつらぎ町適応プログラム事業を実施する。

- ・ 適応プログラム事業（法人本部） かつらぎ町

令和8年4月～令和9年3月
従事スタッフ5名、受講者240名

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人よつ葉福祉会
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	0	0
2. 受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
4. 事業収益		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業収益	188,024,576	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業益	6,332,700	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による特定相談支援事業益	26,938,724	
児童福祉法による障害児通所支援事業収益	7,692,798	
児童福祉法による障害児相談支援事業収益	3,669,800	
障害者の就労支援事業収益	8,303,423	
障害者相談支援事業収益	7,197,000	
ジョブコーチ（職場適応援助者）支援による一般就労支援事業	108,000	
介護職員等における人材の育成に関する事業	4,932,800	
学校プログラム等教育機関支援事業	120,000	
		253,319,821
5. その他収益		
雑収益	6,560,000	6,560,000
経常収益計		259,879,821
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与	150,930,449	
賞与	8,640,107	
通勤交通費	4,041,659	
法定福利費	21,008,345	
人件費計	184,620,560	
(2) その他経費		
福利厚生費	2,995,413	
広告宣伝費	702,423	
交際費	9,424	
会議費	9,424	
教育娯楽費	169,632	
教育指導費	19,786	
旅費交通費	402,401	

通信費	1,652,966		
消耗品費	2,987,408		
修繕費	1,130,880		
水道光熱費	3,194,736		
諸会費	58,425		
支払手数料	1,159,152		
地代家賃	4,840,162		
賃借料	12,251,200		
保険料	2,475,681		
租税公課	28,272		
減価償却費	4,920,569		
講師料	1,225,120		
保守料	1,192,134		
業務委託費	3,157,040		
燃料費	3,939,232		
研修費	282,720		
消費税等	1,429,710		
マチフル経費	3,053,376		
雑費	499,472		
支払利息	640,832		
就労事業費	8,303,423		
雑損失	2,558,614		
その他経費計	65,289,627		
事業費計		249,910,187	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与	9,224,954		
賞与	528,093		
通勤交通費	247,033		
法定福利費	1,284,047		
人件費計	11,284,127		
(2) その他経費			
福利厚生費	183,087		
広告宣伝費	42,937		
交際費	576		
会議費	576		
教育娯楽費	10,368		
教育指導費	1,214		
旅費交通費	24,599		
通信費	101,034		
消耗品費	182,592		
修繕費	69,120		
水道光熱費	195,264		
諸会費	3,575		
支払手数料	70,848		
地代家賃	295,838		
賃借料	748,800		
保険料	151,319		
租税公課	1,728		
減価償却費	300,753		
講師料	74,880		
保守料	72,866		
業務委託費	192,960		
燃料費	240,768		
研修費	17,280		
消費税等	87,390		
マチフル経費	186,624		
雑費	30,528		
支払利息	39,168		
雑損失	156,386		
その他経費計	3,483,078		
管理費計		14,767,205	
経常費用計			264,677,392
当期経常増減額			△4,797,571
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			

IV 経常外費用			
経常外費用計			
法人税、住民税及び事業税			71,000
当期正味財産増減額			△4,868,571

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人よつ葉福祉会
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	0	0
2. 受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
4. 事業収益		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業収益	193,665,313	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業益	6,522,681	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による特定相談支援事業益	27,746,886	
児童福祉法による児童育成支援拠点事業収益	23,000,000	
児童福祉法による障害児相談支援事業収益	7,923,582	
障害者の就労支援事業収益	8,552,526	
障害者相談支援事業収益	7,412,910	
ジョブコーチ（職場適応援助者）支援による一般就労支援事業	111,240	
介護職員等における人材の育成に関する事業	5,080,784	
学校プログラム等教育機関支援事業	120,000	
		280,135,922
5. その他収益		
雑収益	3,000,000	3,000,000
経常収益計		283,135,922
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与	155,458,362	
賞与	8,899,310	
通勤交通費	4,162,909	
法定福利費	21,638,595	
人件費計	190,159,176	
(2) その他経費		
福利厚生費	3,085,275	
広告宣伝費	723,496	
交際費	9,707	
会議費	9,707	
教育娯楽費	174,721	
教育指導費	20,380	
旅費交通費	414,473	

通信費	1,702,555		
消耗品費	3,077,030		
修繕費	1,164,806		
水道光熱費	3,290,578		
諸会費	60,178		
支払手数料	1,193,927		
地代家賃	4,985,367		
賃借料	12,618,736		
保険料	2,549,951		
租税公課	29,120		
減価償却費	4,428,512		
講師料	1,261,874		
保守料	1,227,898		
業務委託費	3,251,751		
燃料費	4,057,409		
研修費	291,202		
消費税等	1,472,601		
マチフル経費	3,144,977		
雑費	514,456		
支払利息	660,057		
就労事業費	8,552,526		
雑損失	2,635,372		
その他経費計	66,608,642		
事業費計		256,767,818	
2. 管理費			
（1）人件費			
給与	9,501,703		
賞与	543,936		
通勤交通費	254,444		
法定福利費	1,322,568		
人件費計	11,622,651		
（2）その他経費			
福利厚生費	188,580		
広告宣伝費	44,225		
交際費	593		
会議費	593		
教育娯楽費	10,679		
教育指導費	1,250		
旅費交通費	25,337		
通信費	104,065		
消耗品費	188,070		
修繕費	71,194		
水道光熱費	201,122		
諸会費	3,682		
支払手数料	72,973		
地代家賃	304,713		
賃借料	771,264		
保険料	155,859		
租税公課	1,780		
減価償却費	309,776		
講師料	77,126		
保守料	75,052		
業務委託費	198,749		
燃料費	247,991		
研修費	17,798		
消費税等	90,012		
マチフル経費	192,223		
雑費	31,444		
支払利息	40,343		
雑損失	161,078		
その他経費計	3,587,571		
管理費計		15,210,222	
経常費用計			271,978,040
当期経常増減額			11,157,882
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			

IV 経常外費用			
経常外費用計			
法人税、住民税及び事業税			3,682,101
当期正味財産増減額			7,475,781

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。